

(別紙)

諮問番号：令和5年度諮問第2号

答申番号：令和5年度答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、原処分のうち、70万820円を超える額（8,000円）を返還対象とした部分の取消しを求める限度で理由があるから、その限りで原処分は取り消されるべきであり、その余の請求は理由がないから、棄却されるべきである。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成30年1月26日から生活保護法（以下「法」という。）による保護を受けていた。
- 2 請求人は、平成30年1月4日及び同年6月15日に交通事故に遭った（以下それぞれの事故について「本件事故①」及び「本件事故②」という。また、これらの2件の事故を「本件各事故」という。）。
- 3 平成31年4月8日、処分庁は、請求人から、本件事故①に係る損害賠償金9万4,900円（以下「本件賠償金①」という。）の精算書の写し（同月1日付け）の提出を受けた。また、令和元年10月23日、処分庁は、請求人から、本件事故②に係る損害賠償金66万9,974円（以下「本件賠償金②」という。）の精算書の写し（同年6月14日付け）の提出を受けた。
- 4 令和4年2月9日、処分庁は、請求人に対し、本件賠償金①及び本件賠償金②（以下「本件各賠償金」という。）の全額に相当する支給済保護費76万4,874円を法第63条の規定に基づく返還額とする処分（以下「原処分」という。）を行った。その後、請求人は、本件各賠償金には必要経費（5万6,054円）が含まれていたとして、処分庁に関係書類を提出し、処分庁は、当該経費を請求人世帯の自立更生のための費用として必要な経費と認め、原処分を変更して70万8,820円を返還額とした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張の要旨

請求人は、処分庁が原処分を速やかに決定せず、2年半という長期に渡って本件各賠償金を請求人に保管させた結果、請求人はこれを紛失し、警察にも届出を行っているのであるから、処分庁と請求人の両者の懈怠が基因しているにもかかわらず、全て請求人に責任を追わせる原処分は違法又は不当なものである旨主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

次のとおり、原処分は法令等に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。

- (1) 本件各賠償金は、全てが自賠償保険によって支払われたものであり、本件事故①の発生日は平成30年1月4日、本件事故②の発生日は平成30年6月15日であることから、本件賠償金①は請求人の保護開始時の資力として判断すべきものであり、本件賠償金②は事故発生日に資力が発生したと捉えるべき

ものである。

(2) 処分庁は、本件各事故の発生月以降、請求人に対し、毎月保護費を支弁していたのであり、法第63条が定める「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた」との要件を満たすことは明らかである。

第4 審理員意見書の要旨

- 1 処分庁は、請求人に対し、再三、本件各事故に係る関係書類の提出を求めたにもかかわらず、提出がなかったというのであり、加えて、関係機関等への調査等を行うことについて、請求人から強く拒まれていたことからすると、原処分の決定までに時間を要した原因は、単に処分庁側の懈怠によるものであったということとはできない。
- 2 請求人は、平成31年4月1日に本件賠償金①9万4,900円、令和元年6月14日に本件賠償金②66万9,974円（合計76万4,874円）を受領したというのであるから、遅くとも当該各受領日までに最低生活に活用し得る資力を得たものというべきである。これを受け、処分庁は、その全額を返還対象とする原処分を行ったが、その後、請求人から必要経費（5万6,054円）について申出があったため、この全額を控除した70万8,820円を返還額としたことが認められる。
一方、原処分は、本件賠償金②について、少なくとも返還対象額から8,000円が控除されていない点において、明らかに誤りが認められるから、返還額70万8,820円のうち、少なくとも70万820円を超える額を返還対象としたことにつき根拠を欠くというべきであり、その限りにおいて取り消されるべきである。
- 3 請求人においては、本件各賠償金の保管について特段の対応を講じていたなどの事情も窺われず、「十分に注意を払っていた」とは評価し難く、警察に遺失届を提出したとの主張のみでは、「消失が不可抗力」であることにつき「確実に証明」されたとは到底いえないから、処分庁において、紛失があったことを前提に返還額を検討することはできない。
- 4 以上のとおり、本件審査請求は、原処分のうち、70万820円を超える額（8,000円）を返還対象とした部分の取消しを求める限度で理由があるから、その限りで原処分は取り消されるべきであり、その余の請求は理由がないから、棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

令和5年4月18日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

第6 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

また、保護費の返還に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。こうした基準によれば、同条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度とし

て支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされている。

そして、自動車事故等第三者の加害行為により被害に遭った場合、原則として加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなるが、ここにいう損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当とされ、当該時点とは、自賠責保険にあつては事故発生日、任意保険にあつては示談成立日とされており、資力の発生時点が保護開始後である場合の保険金収入の返還に当たっては、世帯合算8,000円以内の額を返還対象から除外することとされている。

なお、本人が十分に注意を払っていたにもかかわらず、盗難等の不可抗力により消失した額であつて、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合などに、当該額を返還額から控除して差し支えないとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、請求人に対し、本件各賠償金の全額（76万4,874円）に相当する保護費を返還額とする原処分を行ったが、その後、請求人から控除すべき必要経費について申出があり、これを控除した額（70万8,820円）を返還額としたことが認められる。

この点、請求人は、処分庁が原処分を速やかに決定しないこと等により本件各賠償金を紛失したと主張するが、処分庁が請求人に対し本件各賠償金に係る書類等の提出を複数回求めたにも関わらず提出しなかった等、原処分の遅延は必ずしも処分庁側の懈怠によるところではないと認められるほか、本件事実経過から当該紛失が不可抗力によることを確実に証明したものとは言いがたい。そうである以上、本件各賠償金相当額の保護費を返還させることとした原処分は、その限りで不合理な点はない。

しかしながら、処分庁は、本件賠償金②について、資力の発生時点が保護開始後であるから、返還対象額から少なくとも8,000円を控除すべきであるところ、これが行われていない限りにおいて、原処分は瑕疵があると言わざるを得ない。

以上のとおり、原処分のうち、70万820円を超える額（8,000円）を返還対象とした部分の取消しを求める限度で理由があるから、その限りで原処分は取り消されるべきであるが、その余の請求は理由がなく棄却されるべきであるから、前記第1のとおり、答申する。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子